

平成30年6月定例会

# 和歌山県議会議案

議案第 号

## 平成30年度和歌山県一般会計補正予算

平成30年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279,311千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,778,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債の補正」による。

平成30年6月12日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 4,278,580	千円 11,440	千円 4,290,020
	2 負担金	1,222,012	11,440	1,233,452
12 繰入金		8,297,833	168,171	8,466,004
	2 基金繰入金	7,678,982	168,171	7,847,153
15 県債		69,599,700	99,700	69,699,400
	1 県債	69,599,700	99,700	69,699,400
<b>歳入合計</b>		<b>553,499,357</b>	<b>279,311</b>	<b>553,778,668</b>

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 27,581,470	千円 7,863	千円 27,589,333
	3 農 地 費	9,191,319	7,863	9,199,182
7 商 工 費		82,035,230	30,000	82,065,230
	3 観 光 費	971,343	30,000	1,001,343
8 土 木 費		75,249,162	145,971	75,395,133
	3 河 川 海 岸 費	16,511,772	114,400	16,626,172
	6 住 宅 費	1,558,255	31,571	1,589,826
9 警 察 費		28,313,172	95,477	28,408,649
	2 警 察 活 動 費	3,632,216	95,477	3,727,693
<b>歳 出 合 計</b>		<b>553,499,357</b>	<b>279,311</b>	<b>553,778,668</b>

第2表 債務負担行為の補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 平成30年度和歌山県国際交流センター維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	千円 117,726
2 平成30年度和歌山交通公園維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	34,924
3 平成30年度和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	41,461
4 平成30年度和歌山県勤労福祉会館維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	71,780
5 平成30年度和歌山県植物公園緑花センター維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	181,971
6 平成30年度根来山げんきの森維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	17,082
7 平成30年度和歌山県和歌川河川公園維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	25,641
8 平成30年度秋葉山公園県民水泳場維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	583,042
9 平成30年度紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	356,678
10 平成30年度河西緩衝緑地維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	451,416
11 平成30年度和歌山公園維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	170,199
12 平成30年度南紀白浜空港民間活力導入	自 平成30年度 至 平成40年度 (11年)	2,450,000
13 平成30年度和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館維持運営管理委託	自 平成30年度 至 平成33年度 (4年)	173,736

第3表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害緊急がけ崩れ対策	千円 1,900	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協 定するもの とする。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還 又は低利借 換えするこ とができる。</p>

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業	千円 288,300	(1)借 入 先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。

補 正 後			
限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 386,100	(1)借 入 先 政府、銀行又 はその他  (2)借入時期 平成30年度 ただし、事業そ の他の都合によ り起債額の全部 又は一部を後年 度へ繰越して起 債することができる。  (3)借入方法 普通貸借又は 債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金については、 その融通条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものと する。 ただし、県財政の都合 により、年限変更、繰上 償還又は低利借換えする ことができる。

議案第 号

## 平成30年度建設事業施行に伴う市町村負担金について

平成30年度において県が施行する土木その他の建設事業により利益を受ける市町から、下記により、負担金を徴収いたしたいので、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 12 日 提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

記

事業種別	負担市町村名	事業費	負担率	負担金の額
		千円		千円
[ 一般会計 ] (県土整備部関係)				
災害緊急がけ崩れ対策	和歌山市	48,500	事業費の 0.100	4,850
	海南市	20,000	〃	2,000
	橋本市	3,000	〃	300
	紀美野町	2,500	〃	250
	かつらぎ町	3,500	〃	350
	九度山町	3,000	〃	300
	湯浅町	20,000	〃	2,000
	有田川町	7,400	〃	740
	日高川町	6,500	〃	650
	計	114,400		11,440

ただし、事業費に増減を生じた場合は、負担割合に応じて知事において負担金の額を増減することができる。